明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**四七）　一

〔告　示〕

○科学技術基本計画を公表する件（**内閣府・総務・外務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛**一）　三

○妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の測定方法を定める件（**総務**一五八）　三

○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（**同**一五九）　三六

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**同**一六〇）　三七

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**一九六）　三九

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二一、二二）　四一

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　四五

特殊法人等

弁理士登録、特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　八一

会社その他

会社決算公告　八五

省令

○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月四日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第八号の(2)㈡を削り、同(2)㈢中「、放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「妨害波電力（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）」を「電界強度」に改め、同㈢を同(2)㈡とする。

第四十六条の二第一項第八号の(3)を次のように改める。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の㈠から㈢までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

㈠　電源端子における妨害波電圧

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		六六デシベルから五六デシベルまで※	五六デシベルから四六デシベルまで※
五〇〇kHz以上五MHz以下		五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下		六〇デシベル	五〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

㈡　三メートルの距離における磁界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	四八・五デシベル
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　この表の規定にかかわらず、五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数においては、一八デシベルとする。